法令及び定款に基づく
インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

第16期
(2021年４月１日から2022年３月31日まで)

SGホールディングス株式会社

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連結注記表

1　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数　123社

主要な連結子会社の名称

佐川急便株式会社	佐川ヒューモニー株式会社
ＳＧムービング株式会社	株式会社ワールドサプライ
佐川グローバルロジスティクス株式会社	ＳＧＨグローバル・ジャパン株式会社
ＳＧリアルティ株式会社	佐川アドバンス株式会社
ＳＧモータース株式会社	ＳＧシステム株式会社
ＳＧフィルダー株式会社	SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.
EXPOLANKA HOLDINGS PLC	上海虹迪物流科技有限公司
EXPO FREIGHT PRIVATE LIMITED	EFL GLOBAL LLC
EFL Container Lines, LLC	SG SAGAWA USA, INC.
EXPOLANKA FREIGHT (VIETNAM) LTD	SAGAWA EXPRESS VIETNAM CO., LTD.
SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.	EXPOLANKA (PRIVATE) LIMITED
EXPOLANKA FREIGHT (PRIVATE) LIMITED	E F L HUB (PVT) LTD
Expo Freight (Shanghai) Limited	Expofreight (Hong Kong) Limited
保利佐川物流有限公司	佐川急便 (香港) 有限公司
Expofreight (Shenzhen) Limited.	上海保利佐川物流有限公司
昆山虹迪供応錬科技有限公司	EXPOLANKA FREIGHT DUBAI (L.L.C)
PT EFL GLOBAL INDONESIA	SG SAGAWA AMEROID PTE. LTD.
EFL GLOBAL LOGISTICS (PTE.) LTD.	EXPOLANKA FREIGHT (CAMBODIA) LIMITED
EXPOLANKA FREIGHT LTD	EFL MALAYSIA SDN. BHD.

EXPOLANKA HOLDINGS PLCが、子会社９社を増加したことにより当連結会計年度から連結の範囲に含め、子会社１社を減少したことにより連結の範囲から除外しております。

PT EFL GLOBAL INDONESIAは、2021年６月にPT. EXPO FREIGHT INDONESIAから社名変更しております。

②　非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法適用の関連会社数　３社

主要な会社の名称

国家能源集団格尔木光伏発電有限公司

②　持分法非適用の非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

③　持分法適用の手続に関する特記事項

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

保利佐川物流有限公司をはじめ在外連結子会社及び持分法適用の関連会社 計16社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、３月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ

時価法

ハ．棚卸資産

・販売用不動産、商品、製品、仕掛品

主として個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・原材料

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ．その他の引当金

役員株式給付引当金

内規に基づく取締役及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時に費用処理することとしております。

⑤　収益及び費用の計上基準

イ．デリバリー事業

当事業の中心である宅配便事業では、重量別・配送地域別等の料金表を参照して配送サービスを提供しており、顧客からの指定に基づき配送品を集荷し、荷受人へ送り届けることが履行義務であります。そのため、配送品の集荷から着荷までの間の進捗に応じて収益を認識することが合理的であると判断し、当該履行義務の充足に伴って収益を認識しております。

また、「ＴＭＳ（Transportation Management System）」（以下「ＴＭＳ」という）では顧客のニーズに合わせた最適な物流サービスを提供しており、主に輸送手段を貸し切って配送品を直接指定された場所へ送り届けることが履行義務であります。そのため、顧客への提案に基づき個別に組成した輸送パッケージを役務単位として、配送品の集荷から着荷までの間の進捗に応じて収益を認識することが合理的であると判断し、当該履行義務の充足に伴って収益を認識しております。

これらの対価は、役務に対する支配の移転から概ね２か月以内に受領しております。なお、顧客との間で定めた取引条件や支払条件の中で受領する対価に重要な変動をもたらす要素や重要な金融要素は含まれておりません。

ロ．ロジスティクス事業

当事業では、主に流通加工サービス、物流センター・倉庫運営サービス等の３ＰＬ（サードパーティー・ロジスティクス）や、通関業務受託・フォワーディングサービス等の国際輸送を営んでおります。流通加工サービスや３ＰＬについては、顧客と合意した受託業務の範囲・提供方法・期間に基づき役務を提供することが履行義務であります。そのため、提供する役務の進捗に応じて収益を認識することが合理的であると判断し、毎月の進捗に基づき算定した金額を収益として認識しております。

国際輸送については、顧客からのオーダーに基づいた海上・航空の輸送手段を保有するキャリアを利用した輸送レーンの組成、輸送途上で必要となる通関手続及び貨物の保管等の付随業務を役務として、輸送期間にわたり提供することが履行義務であります。そのため、提供する役務の進捗に応じて収益を認識することが合理的であると判断し、輸送期間の経過に合わせて収益を認識しております。

これらの対価は、役務に対する支配の移転から概ね３か月程度で受領しております。なお、顧客との間で定めた取引条件や支払条件の中で受領する対価に重要な変動をもたらす要素や重要な金融要素は含まれておりません。

ハ．不動産事業

当事業では、主に物流施設を中心とした不動産の開発、賃貸、管理等を行っております。さらに、資産効率及び資金効率を高める観点から、当社グループが保有する物流施設等の売却を行っております。当事業において計上する収益の多くは、不動産管理に係る役務収入と不動産賃貸料収入、開発した物流施設等の売却に係る不動産販売収入（信託受益権化による流動化取引を含む）であります。不動産賃貸料収入については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　2007年３月30日）等を適用しております。

不動産管理に係る役務収入については、顧客と合意した受託業務の範囲・提供方法・期間に基づき役務を提供することが履行義務であります。そのため、提供する役務の進捗に応じて収益を認識することが合理的であると判断し、毎月の進捗に基づき算定した金額を収益として認識しております。また、不動産販売については、顧客との譲渡契約に基づき物流施設等の不動産を顧客へ引き渡すことが履行義務であります。そのため、物流施設等の不動産に係るリスクと経済価値のほとんど全てが顧客へ移転した場合に収益を認識しております。

顧客との契約から生じた対価は、役務等に対する支配の移転から概ね２か月以内に受領しております。なお、顧客との間で定めた取引条件や支払条件の中で受領する対価に重要な変動をもたらす要素や重要な金融要素は含まれておりません。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しており、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象…借入金利息、外貨建金銭債務

ハ．ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間（５年～20年）で定額法により償却しております。ただし、金額の重要性が乏しい場合は、のれんの生じた連結会計年度の費用としております。

⑧　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ロ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

⑸　会計方針の変更

①　収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日　以下「収益認識会計基準」という）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社グループの中核事業であるデリバリー事業に係る運送収入など一部の取引について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の充足に伴って収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響は軽微であります。

また、当連結会計年度において、連結計算書類に与える損益影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収金」は、当連結会計年度から「受取手形、営業未収金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

② 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日　以下「時価算定会計基準」という）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「５　金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

⑹ 重要な会計上の見積り

① 繰延税金資産の回収可能性

イ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　21,619百万円

ロ．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しており、その回収可能性がないと考えられる部分については、評価性引当額を計上しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、取締役会の承認を受けた中期経営計画等に基づき、課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積っております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び当社グループの経営状況の影響を受け、課税所得の実際の発生時期及び金額が見積りと異なった場合や、見積りにおいて予定していない資産の処分等が実施又は計画された場合等には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2　連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　183,915百万円

⑵ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、資金の効率的な調達を行うため取引銀行15行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	438,874百万円
借入実行残高	27,831百万円
差引額	411,043百万円

⑶ 保有目的の変更

保有目的の変更に伴い、販売用不動産の一部を有形固定資産の「建物及び構築物」600百万円、「機械及び装置」０百万円、「土地」650百万円及び「その他」０百万円へ振り替えております。また、有形固定資産の一部を流動資産の「販売用不動産」4,685百万円へ振り替えております。

3　連結損益計算書に関する注記

⑴　のれん償却額

特別損失に計上されているのれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会　最終改正2018年２月16日　会計制度委員会報告第７号）第32項の規定に基づき、連結子会社出資金の減損処理に伴って、のれんを償却したものであります。

4　連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	640,394,400	－	－	640,394,400
自己株式				
普通株式	5,169,214	25	26,727	5,142,512

（注）１．自己株式の増加は、単元未満株式の買取り25株による増加分であります。
２．自己株式の減少は、当社を退任した取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬としての自己株式の処分26,727株による減少分であります。

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年５月20日取締役会	普通株式	10,798	17.0	2021年３月31日	2021年６月７日
2021年10月29日取締役会	普通株式	12,705	20.0	2021年９月30日	2021年11月26日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年５月20日取締役会	普通株式	利益剰余金	19,057	30.0	2022年３月31日	2022年６月７日

5　金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金並びに預り金は、１年以内の支払期日であります。なお、外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部は為替予約取引を利用してリスクをヘッジしております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で連結決算日後６年であります。なお、変動金利による借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部は金利スワップ取引を利用してリスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計の要件を満たしているデリバティブ取引についてはヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「１　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記　⑷　会計方針に関する事項　⑥　重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、新規の取引先及び既存の取引先の状況に対して定期的にモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、高格付を有する金融機関に取引相手先を限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを抑制するために、為替予約取引を利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に基づいております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、適正な手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注１）ご参照）。また、当連結会計年度から現金は注記を省略しており、預金、受取手形、営業未収金及び契約資産、支払手形及び営業未払金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	64,013	64,013	－
長期借入金　（＊1）	86,416	86,722	306
デリバティブ取引　（＊2）	2	2	－

（＊１）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（＊３）投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は5,842百万円であります。

（注）１．市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額（＊1）
非上場株式	2,856

（＊1）非上場株式については、「投資有価証券　その他有価証券」に含めておりません。

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 　その他有価証券	64,013	－	－	64,013
デリバティブ取引	－	2	－	2

（＊）投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は5,842百万円であります。

②　時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	86,722	－	86,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（以下「長期借入金」ご参照）。

・長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」ご参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

6　賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

当社の連結子会社では、東京都その他の地域において、主に賃貸用の物流施設（土地を含む）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は172百万円（賃貸収益は営業収益に、賃貸原価は営業原価に計上）、固定資産売却損は221百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
32,547	△19,424	13,123	22,847

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は取得によるもの（53百万円）、主な減少額は科目振替によるもの（18,706百万円）、減価償却によるもの（553百万円）であります。
３．当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

7　収益認識に関する注記

⑴　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、純粋持株会社の当社傘下の連結子会社を商品及びサービスの内容に応じて３つの事業に区分し、経営管理を行っております。

したがって、当社グループは当該区分を基礎とした、「デリバリー事業」、「ロジスティクス事業」、「不動産事業」の３つを報告セグメントとしております。

報告セグメントごとの主要商品及びサービス

報告セグメント	主要商品及びサービス
デリバリー事業	宅配便（飛脚宅配便、飛脚ラージサイズ宅配便、飛脚クール便、特定信書便、納品代行）、メール便（飛脚ゆうメール、飛脚ゆうパケット便）、ＴＭＳ（飛脚国際宅配便、引越、ルート配送、チャーター輸送、設置輸送、美術品輸送、食品輸送）
ロジスティクス事業	流通加工、物流システム構築、在庫保管・入出庫管理、物流センター運営、ＴＭＳ（ルート配送、チャーター輸送、国際宅配便）、国際航空・海上輸送、通関代行
不動産事業	不動産賃貸・管理、不動産開発、資産管理・運用、再生可能エネルギー供給

報告セグメントごとの営業収益及び収益の分解情報は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	デリバリー事業	ロジスティクス事業	不動産事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	1,037,760	465,332	6,809	56,588	1,566,491
その他の収益	5,425	11,699	4,482	276	21,884
連結損益計算上の営業収益	1,043,186	477,031	11,292	56,864	1,588,375

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記　⑷　会計方針に関する事項　⑤　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要な契約資産及び契約負債の残高はありません。

8　1株当たり情報に関する注記

⑴ **1株当たり純資産**　781円33銭

⑵ **1株当たり当期純利益**　168円02銭

9　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

イ．関係会社株式

移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時に費用処理することとしております。

④　その他の引当金

役員株式給付引当金

内規に基づく取締役及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

純粋持株会社として、子会社からの経営指導料及び配当金・利息収入を収益に計上しております。経営指導料については、子会社との間で取り決めた経営指導事項に基づき定常的に役務を提供することが履行義務であることから、提供する役務の進捗に応じて収益を認識することが合理的であると判断し、毎月一定の計算条件で算定した金額を収益として認識しております。また、配当金・利息収入については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）等を適用しております。

なお、子会社との間で定めた取引条件や支払条件の中で受領する対価に重要な変動をもたらす要素や重要な金融要素は含まれておりません。

⑸　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③　ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④　ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑹　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類とは異なっております。

②　連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

③　連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

⑺ 会計方針の変更

① 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日　以下「収益認識会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える損益影響はありません。

② 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日　以下「時価算定会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

⑻ 重要な会計上の見積り

① 繰延税金資産の回収可能性

イ．当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	183百万円
繰延税金負債	△12,082百万円
繰延税金負債の純額	△11,899百万円

ロ．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しており、その回収可能性がないと考えられる部分については、評価性引当額を計上しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、取締役会の承認を受けた中期経営計画等に基づき、課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積っております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び当社の経営状況の影響を受け、課税所得の実際の発生時期及び金額が見積りと異なった場合や、見積りにおいて予定していない資産の処分等が実施又は計画された場合等には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2　貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　221百万円

⑵　当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、資金の効率的な調達を行うため取引銀行15行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	438,874百万円
借入実行残高	27,831百万円
差引額	411,043百万円

⑶　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①　短期金銭債権	52,284百万円
②　長期金銭債権	185,032百万円
③　短期金銭債務	146,341百万円

3　損益計算書に関する注記

⑴　関係会社との取引高

①　営業取引による取引高	
営業収益	34,420百万円
営業原価	139百万円
一般管理費	899百万円
②　営業取引以外の取引高	2,967百万円

4　株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　5,142,512株

5　税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	121百万円
その他	206百万円
繰延税金資産　小計	327百万円
評価性引当額	△143百万円
繰延税金資産　合計	183百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,036百万円
未収還付事業税	△46百万円
繰延税金負債　合計	△12,082百万円
繰延税金負債の純額	△11,899百万円

6　関連当事者との取引に関する注記

⑴　子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	佐川急便㈱	京都府京都市南区	11,275	貨物自動車運送業	直接100.0	経営指導及びグループファイナンス 役員の兼任1名	※1 ロイヤリティの受取	7,101	営業未収金	704
							※3 ＣＰＳ資金の預かり	－	短期借入金	119,104
							※2 利息の支払	111	－	－
子会社	ＳＧリアルティ㈱	京都府京都市南区	20,000	不動産賃貸・管理業	直接100.0	経営指導及びグループファイナンス 役員の兼任1名	※4 資金の貸付	20,000	1年内回収予定の長期貸付金	8,422
							※2 利息の受取	3,615	長期貸付金	180,139
							※3 ＣＰＳ資金の預け	－	短期貸付金	6,122
							※2 利息の受取	119	－	－
子会社	EFL GLOBAL LOGISTICS (PTE.) LTD.	シンガポール	USD 1百万	総合物流業	間接100.0	資金の貸付	※4 資金の貸付	210,974	短期貸付金	28,516
									1年内回収予定の長期貸付金	683
							※2 利息の受取	390	長期貸付金	2,083

（注）1．上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

※1．ロイヤリティは、グループ会社の外販売上高に料率を乗じて徴収額を決定しております。

※2．資金の貸借に係る利率は、市場金利を反映して合理的に決定しております。

※3．ＣＰＳ（キャッシュプールシステム）取引については、日々資金取引が発生するため、期末残高のみを記載しております。ＣＰＳは、ＣＭＳの主な機能であり、グループ企業間の資金集中・配分を行うものであります。

※4．返済条件は、主に期間1～30年、主に元金均等返済としております。なお、担保の提供は受け入れておりません。

7　収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1　重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑷ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8　1株当たり情報に関する注記

⑴　**1株当たり純資産**　534円21銭

⑵　**1株当たり当期純利益**　43円76銭

9　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。